

## お知らせ

### 新型コロナウイルス感染症に関連した特別取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

SBI生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 小野尚）は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、保険料のお払込みや保険金・給付金のご請求について特別措置を実施いたします。

#### ●特別措置の内容

##### 1. 保険料払込猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間（ご契約更新後の保険料払込みを含む）を最長6か月（2020年9月30日まで）に延長いたします。

##### 2. 保険金・給付金請求手続きの簡易取扱い

お申し出により、必要書類を一部省略する等の簡易・迅速なお取扱いをいたします。

以上

#### ●お問い合わせ窓口

詳細につきましては以下フリーダイヤルまでお問い合わせください。

・受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

① 保険料払込猶予期間の延長等、ご契約内容について

0120-272-811

② 保険金・給付金請求手続きの簡易取扱いについて

0120-272-451